

4. 児童対象性暴力等が疑われる場合等に講ずべき措置（法第6条、第7条及び第20条第1項第4号イ～ハ関係）

法第6条、第7条及び第20条第1項第4号イ～ハ

（犯罪事実確認の結果等を踏まえて講ずべき措置）

第六条 学校設置者等は、第四条の規定による犯罪事実確認に係る者について、その犯罪事実確認の結果、前条第一項の措置により把握した状況、同条第二項の児童等からの相談の内容その他の事情を踏まえ、その者による児童対象性暴力等が行われるおそれがあると認めるときは、その者を教員等としてその本来の業務に従事させないことその他の児童対象性暴力等を防止するために必要な措置を講じなければならない。

（児童対象性暴力等が疑われる場合等に講ずべき措置）

第七条 学校設置者等は、教員等による児童対象性暴力等が行われた疑いがあると認めるときは、内閣府令で定めるところにより、その事実の有無及び内容について調査を行わなければならない。

2 学校設置者等は、児童等が教員等による児童対象性暴力等を受けたと認めるときは、内閣府令で定めるところにより、当該児童等の保護及び支援のための措置を講じなければならない。

（認定の基準等）

第二十条 内閣総理大臣は、認定の申請に係る前条第三項第二号の民間教育保育等事業及び同項第四号の業務の内容がそれぞれ民間教育保育等事業及び教育保育等従事者の業務に該当し、かつ、当該申請が次に掲げる基準に適合すると認めるときでなければ、認定をしてはならない。

一～三 （略）

四 認定を受けようとする民間教育保育等事業者が次のイからハまでに掲げる措置を定めた規程（以下この章において「児童対象性暴力等対処規程」という。）を作成しており、かつ、その内容が内閣府令で定める基準に適合するものであること。

イ 犯罪事実確認の結果、第二号の措置により把握した状況、前号の児童等からの相談の内容その他の事情を踏まえて前条第三項第四号の業務に従事する者による児童対象性暴力等が行われるおそれがあると認める場合において、児童対象性暴力等を防止するためにとるべき措置（第二十六条第七項において「防止措置」という。）

ロ 前条第三項第四号の業務に従事する者による児童対象性暴力等が行われた疑いがあると認める場合において、その事実の有無及び内容を確認するための調査の実施

ハ 前条第三項第四号の業務に従事する者による児童対象性暴力等を受けた児童等があると認める場合において、当該児童等を保護し、及び支援するためにとるべき措置

五・六 （略）

2 （略）

規則第10条及び第11条

（法第七条第一項の調査の方法）

第十条 法第七条第一項（法第十条第一項において読み替えて適用する場合を含む。）の調査は、次に定めるところにより行わなければならない。

- 一 児童等の人権及び特性に配慮するとともに、その名誉及び尊厳を害しないよう注意して行うこと。
- 二 児童対象性暴力等を行った疑いがある教員等の人権及び特性にも配慮し、公正かつ中立に実施すること。
- 三 事案の内容その他の事情に応じ、関係機関等（関係機関並びに児童対象性暴力等の防止及び被害児童等（児童対象性暴力等を受けたと学校設置者等（法第二条第三項に規定する学校設置者等をいう。附則第五条を除き、以下同じ。）（施設等運営者がある場合にあっては、学校設置者等及び施設等運営者。次条において同じ。）が認める児童等をいう。次条において同じ。）の保護に関し知見を有する者その他の関係者をいう。）との適切な連携の下で行うこと。

（法第七条第二項の保護及び支援のための措置の目的及び方法）

第十一条 法第七条第二項（法第十条第一項において読み替えて適用する場合を含む。次項において同じ。）の保護及び支援は、被害児童等が日常を取り戻し、落ち着いて教育、保育等を受けることができるようにすることを目的として行わなければならない。

2 法第七条第二項の保護及び支援は、次に定めるところにより行わなければならない。

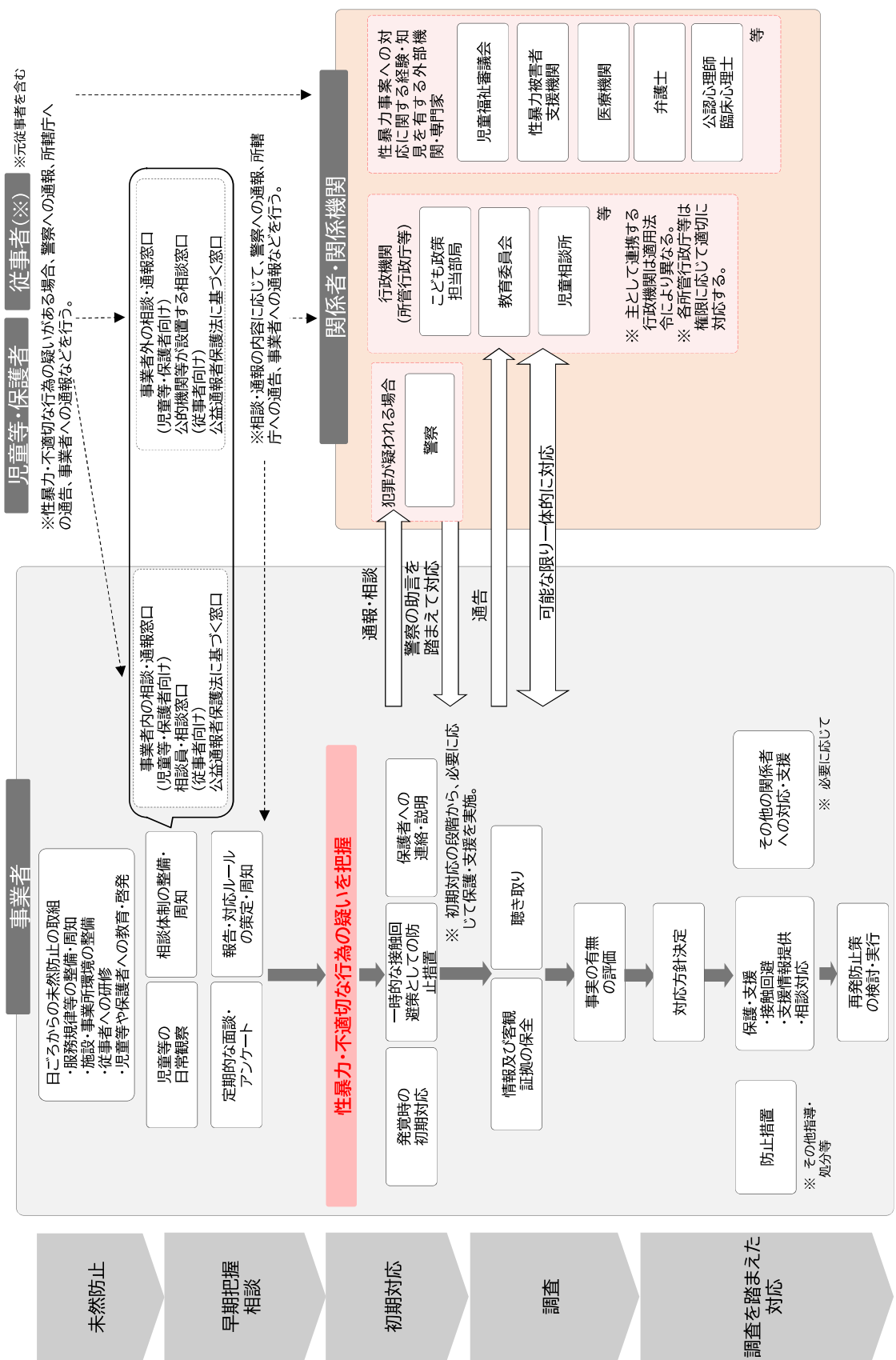
- 一 被害児童等と当該児童対象性暴力等を行ったと学校設置者等が認める教員等との接触の回避その他の被害児童等の保護のための措置を講ずること。
- 二 事案の内容その他の事情に応じた支援機関等（児童対象性暴力等を受けた児童等を支援する機関等をいう。）の情報を被害児童等に提供すること。三被害児童等及びその保護者からの相談に誠実に対応すること。
- 三 被害児童等及びその保護者からの相談に誠実に対応すること。

（１）総論

- 本節では、本章「３．児童対象性暴力等を把握するための措置（法第５条、第２０条第１項第２号及び第３号関係）」の取組等を通じて、児童対象性暴力等の疑いが生じた場合等に講ずべき調査や児童等の保護・支援等の措置を示す。
- 法に基づき、対象事業者が講ずべき安全確保措置のフローの全体像は、次の図のとおり（再掲）。本節の（２）以降では、次の図において、児童対象性暴力等が疑われる場合等に事業者が講じることとしている各項目の順に、事業者が講ずべき措置及びその際の留意事項等を記載する。

図表 28 こども性暴力防止法に基づく安全確保措置のフロー（全体像）【再掲】

こども性暴力防止法に基づく安全確保措置のフロー（全体像）



- なお、「不適切な行為」の疑いが生じた場合にも、
 - ・ 調査をしていく中で児童対象性暴力等が行われるおそれがあると判断されることもあり得ること
 - ・ 当該行為の段階で対処することで児童対象性暴力等の未然防止につなげる必要があること
- を踏まえ、事案の内容その他の事情に応じた形で、本フローに沿って一定の措置を講じる必要がある。

(2) 初期対応

- 児童対象性暴力等の疑いが生じた場合には、被害を受けた児童等の心身の安全を第一に優先することを基本とする。その上で、対象事業者は、あらかじめ策定・周知している報告・対応ルールに基づき、迅速に対応することが必要である。
- 具体的には、①から④までで述べるとおり、
 - ① 発覚時の初期対応
 - ② 一時的な接触回避策としての防止措置
 - ③ 保護者への連絡・説明
 - ④ 関係機関等との連携といった措置を講じる必要がある。
- その際、対象事業者の内部のみで情報を抱え込むことなく、後述の④に記載のとおり、速やかに警察や所管行政庁等の行政機関に通報・相談することが重要である。
- また、法第7条等に基づき、「児童対象性暴力等を受けたと認めるとき」に講じることされている保護・支援のための措置についても、初期対応の段階から、必要に応じて講じることが望ましい。
- 対象事業者においては、いつ児童対象性暴力等の疑いに接するか分からないとの認識を持つとともに、日頃より、発覚時の対応・留意点について、研修等を通じ、従事者の理解を深めておくことが必要である。

① 発覚時の初期対応

- 児童対象性暴力等の疑いが生じた場合には、いかに些細な情報であったとしても、真摯に受け止め、迅速に事実確認に移ることが重要である。同時に、児童等や保護者の心情（不安、不信、動揺、自責等）を踏まえ、加害が疑われた者の人権にも配慮しつつ、落ち着いて対応することが求められる。
- 対象事業者は、早期把握・相談の取組等を通じて、児童等から被害を打ち明けられることがあり得る。この際、対象事業者は、児童等の二次被害や記憶の汚染（※）につながらないように、

聴取する事項は児童等が主体的に話す内容に限って最低限にとどめ、対象事業者側が積極的に質問を児童等に問いかけ、答えを得ようとするようなことがないようにすること、同じことを何度も話させないようにすることが重要である。

※ 「記憶の汚染」とは、性暴力の被害児童等に、何度も話を聴いたり、誘導的な質問をしたりすることで、周りからの質問や事後に得た情報を自分の考えや経験と思い込んだり、体験のない被害を実際に体験したと思い込んだりして、記憶が変わってしまうこと。記憶能力が発達段階にある幼少期等において生じやすい。

※ 年齢の高い児童等であっても、被害の内容や支援の状況によって、記憶があいまいになり、記憶の変容が起こることもあり得る。

○ このため、対象事業者においては、横断指針 p. 48～54 の記載等を踏まえて適切に対応するとともに、児童等から開示された情報を適切に記録しつつ、後述の④に示すとおり、速やかに警察を始めとする関係機関や専門家に相談し、その後の正式な聴き取りを含めて、連携して対応していくことが重要である。

○ 児童対象性暴力等を認識した場合には、それが疑いの段階であっても重く受け止め、原則として即日かつ速やかに組織内に共有・対応する必要がある。

○ 発覚直後に児童等を保護・支援するためにも、性暴力事案への対応に関する経験・知見を有する外部機関・専門家との連携を図ることも重要である。特に、児童等に治療が必要な外傷がある場合、妊娠又は性感染症の可能性がある場合や薬物を使用されたおそれがある場合等には、警察、支援機関等から紹介を受けた適切な医療機関に速やかに受診させることが必要である。

② 一時的な接触回避策としての防止措置

○ 在籍する児童等本人又はその保護者から、特定の対象業務従事者による児童対象性暴力等の被害の申告があった場合には、被害が引き続き発生している可能性があり、また、被害がすぐに他の児童等も含めて拡大する可能性があるため、事実確認と並行して、一時的な接触回避策としての防止措置を講じることが必要である。

なお、加害が疑われる者が刑事事件で在宅起訴された場合には、いわゆる起訴休職とすることも考えられる（就業規則に定めがある場合に限る。）。

○ その際、児童等をこれまでであった環境から遠ざけるのではなく、加害が疑われる者を当該環境から遠ざけることが望ましい（例：事実の調査の間も、児童等と接触しない事務作業に従事させ、児童等との接触を禁止する／自宅勤務・自宅待機とする）。具体的な方法は、児童等の心身の状況や、児童等及びその保護者等の意思を確認した上で決定し（例：加害が疑われる者との分離方法、施設・事業所へ通う道中の見守り、児童対象性暴力等が行われた疑いのある場所とは別室での教育、保育等、周囲の児童等への説明等）、児童等が落ち着いて教育、保育等を受けられる環境の確保を行うことが重要である。

- なお、警察による事情聴取が行われる前に、疑いをかけられていることを加害が疑われる者が察知すると、証拠隠滅を行ったり、行方をくらませたりして、事実の究明が難しくなる可能性があることから、児童等の安全確保のために対象事業者がとる措置については、あらかじめ警察に相談することが望ましい。
- 一方、この段階ではまだ加害の事実があると評価されたものではないため、あくまでも公正・中立な態度で対応を行うことが求められる。

③ 保護者への連絡・説明

- 対象事業者において、児童対象性暴力等の疑いに対応するに当たり、当該児童等の保護者と連携することが重要である。
 - このため、保護者以外の経路から児童対象性暴力等の疑いを把握した場合、特段の事情（例：保護者に性暴力加害の疑いがあるといった事情）がなければ、被害児童等の保護者に速やかにその情報を連絡することが望ましい。その際、次に掲げる点に留意して対応することが望ましい（その他、保護者への第一報の際に、対象事業者が保護者へ依頼すべき事項の例は横断指針 p. 55、56 参照）。
 - ・ たとえ事実確認を十分に行うことができず、対応方針が決まっていない時点であっても、その時点で把握している事項について、丁寧に説明をすること（説明が遅れると、対象事業者が隠ぺいしていた、放置していたと疑われるリスクが生じ得る。）
 - ・ 児童等から被害の申告があった場合、その情報を保護者と共有する必要性を児童等に説明し、可能な限り同意を得た上で、保護者に共有すること
 - ・ 保護者の話を傾聴し、ショックや怒りを受け止め、誠実に対応すること
 - ・ 対象事業者が児童等を守ることを最優先に行動する姿勢を、真摯に、強く表明すること
 - ・ 児童等への適切な接し方（横断指針 p. 56 参照）について保護者に伝えること
 - 児童対象性暴力等の発覚時のみならず、対応の進捗に応じて当該児童等の保護者に随時連絡し、その時点で判明している情報について共有することは、当該保護者との信頼関係を築き、適切な対応につなげる上で重要である。
- ※ 被措置児童等虐待（保育所等における虐待を除く。）の場合（本ガイドラインⅤ．４．（３）④パターン１参照）には、所管行政庁が、当該児童等への対応方針を検討し、児童相談所、施設等とよく連携した上で、当該児童等の保護者に対して対応方針の説明を行うこととされていることから、対象事業者は所管行政庁と連携して対応すること。

④ 関係機関等との連携

ア 前提となる考え方

- 児童対象性暴力等は、多くの対象事業者にとっては初めて対応することとなるため、対応に不慣れであることが一般的である一方、加害の事実の確認や評価には、高い専門性が求められ、適切な対応を十分にとることができない事業者が多いと想定される。
- 特に、児童等への聴き取りは、繰り返しの聴き取りによる児童等の心身の負担（二次被害）を生じさせたり、児童等の記憶の汚染を生じさせ、司法手続における証言の有効性を失わせたりすることにもなり得る。
- また、事実確認や証拠の収集・保全に当たっては、当事者への適切な聴き取りが実施・録音できていなかったり、加害者が調査の兆候を察知し、客観的証拠を隠滅等してしまったりすることで、加害の事実を認定できないことにもつながり得る。このような場合には、被害を継続させてしまう可能性がある。
- このため、対象事業者は、教員性暴力等防止法において警察への通報が法定されていることや、児童福祉法等において所管行政庁等の行政機関への通告等が法定されていることも踏まえて、関係機関と適切に連携することが求められる。また、適切な聴き取り、トラブル防止、証拠の保全等の観点から、弁護士等の専門家に相談して対応することも有効である。

イ 対応の在り方

- 犯罪であることが明らかである、またはその疑いがある場合には、二次被害、記憶の汚染の防止等の観点から、児童等への聴き取りは最低限にとどめ、速やかに警察に通報又は相談することを徹底する。また、警察に通報するか判断に迷う場合にも、そうした状況にあることを含めて、今後の対応について警察に相談することを第一に検討する（詳細は横断指針 p. 59～61、87 参照）。
- 警察への通報又は相談を行うに当たっては、保護者が関与している疑いがあるといった特段の事情がある場合を除き、児童等やその保護者に事前に伝達を行う。児童等や保護者が警察への相談を明示的に望んでいない場合にも、そのような気持ちには寄り添いつつ、児童等の心身の安全を守るため、被害を拡大させないためには、警察への相談は適切な対応であり、必要であることを丁寧に説明する。
- このような対応に当たっては、教員性暴力等防止法において、犯罪の疑いがあると思われるときは速やかに所轄警察署に通報するとされていることや、公務員には刑事訴訟法（昭和 23 年法律第 131 号）に基づく告発義務があることなど、各種法令の規定にも留意する。

- 警察の捜査が開始された場合には、対象事業者においては、当該捜査に当たる警察の助言を踏まえて調査等の対応を行う。特に、加害が疑われる対象業務従事者への聴き取りや、当該従事者と被害が疑われる児童等の接触回避に当たっては、当該従事者が、これらを端緒に証拠を隠滅する等の行動を行う可能性があるため、児童等の安全を確保するための方策を含め、どのような手段が取り得るかについて、警察とも相談して決定する。
- また、警察への相談等と並行し、児童対象性暴力等の疑いを把握した際には、早期から所管行政庁等の行政機関に相談する。調査に当たっては、警察の助言を踏まえて、所管行政庁等の行政機関とも可能な限り一体的に調査を行う（詳細については（３）参照）。
- 特に、児童福祉法等においては、保育所・児童養護施設等に入所する児童等に対する性的虐待（の疑い）（※）を発見した者は、速やかに都道府県又は市町村に通報しなければならないこととされていることにも留意する。
※ 保育所・児童養護施設等に入所する児童等に対する性的虐待との関係については（３）④参照。
- さらに、警察等に相談する前の初期対応（警察への通報・相談をするべきかどうかの相談等）、児童等への適切な聴き取り、対象事業者としての事実確認、雇用管理上の措置、トラブル防止等の観点から、弁護士等の専門家にも、適切な対応に関する相談・依頼を積極的に行う。

（３）調査

- 対象事業者は、対象業務従事者による児童対象性暴力等が行われた疑いがあると認めるときは、その事実の有無及び内容に関する調査について、法第７条第１項等に基づき、次に掲げる内容に留意しつつ、事案の内容その他の事情に応じ、警察を始めとする関係機関等との適切な連携の下で行わなければならない（規則第１０条）。
 - ・ 児童等の人権及び特性に配慮し、その名誉及び尊厳を害しないよう注意して行うこと
 - ・ この段階ではまだ加害の事実があると評価されたものではないため、加害が疑われる者の人権等に配慮し、公正かつ中立に行うこと
- 調査については、犯罪であることが明らかである、またはその疑いがある場合には、速やかに警察に通報又は相談する必要がある、また、特に保育所・児童養護施設等に入所する児童等に対する性的虐待の疑いがある場合には、所管行政庁等の行政機関と連携する必要がある。
- また、法第７条等に基づき、「児童対象性暴力等を受けたと認めるとき」に講じることとされている保護・支援のための措置については、調査中も必要に応じて講じることが望ましい。

① 情報及び客観証拠の保全

- 対象事業者は、児童等から被害を打ち明けられた際等に開示された情報に関する記録のほか、客観証拠として、例えば、次に掲げるものを適切に保全することが重要である。その際、これらの証拠に接する者は可能な限り限定し、誰がいつ証拠の管理・閲覧等を行ったか記録しておくことが重要である。
 - ・ 施設・事業所内の防犯カメラ、写真・録音等の直接的な証拠
 - ・ SNS の投稿やメッセージアプリ、メールのやり取り
 - ・ 服務上の記録等（従事者の出退勤履歴、被害が生じた教室・部屋等の解錠・施錠の記録、鍵の管理状況等）
 - ・ 児童等への行動・行為の直接目撃情報の記録
 - ・ 児童対象性暴力等に使用されたものや被害児童等の衣服等（警察が指紋や体液等の必要な客観証拠を採取できるよう、何らかの関係があると考えられるものがあれば、洗浄等することなく保全しておく）
- 児童等への聴き取りについては、児童対象性暴力等の事実を示す客観証拠があり、聴き取りを行う必要性が低い場合には、実施しなかったり、時間や回数を減らしたりすることも考えられる。客観証拠の保全については、聴き取りに伴う児童等への負担を軽減する意義もあることに留意することが重要である。

② 聴き取り

- 対象事業者においては、事実確認のため、被害を受けたと思われる児童等及び加害が疑われる者の双方に聴き取りを行うことが考えられる。聴き取りを行った場合には、その内容を適切に記録しておくことが重要である。
- 児童等は、発達段階や特性、受けた被害の重さや相手が信頼できるかどうか、質問のされ方等によって、証言内容が変わることもあり得るが、それによって責められたり、不利益な取扱いを受けたりすることがないことを伝え、安心して聴き取りが行われるよう配慮することが重要である。
- その際、例えば次に掲げるケースでは、対象事業者における児童等への聴き取りを最低限にとどめ、関係機関や専門家と連携して対応することが望ましい場合がある。
 - ・ 児童等本人が乳児である、心身衰弱しているなどにより、聴き取りに特に専門性が求められる場合（このような場合、必要に応じて保護者への聴き取りも実施）
 - ・ 加害者の本人特定や加害の内容に明らかな客観証拠があり、児童等への聴き取りの可否を警察等と相談するべき場合
 - ・ 児童等又はその保護者が、聴き取りを拒否している場合

- 加えて、当事者双方の主張が異なる場合、目撃者等の存在が明らかになった場合、当事者と何らかの事情で接触できない場合等には、事実確認のため、その他の従事者、保護者等の当事者以外の関係者や、目撃者等の第三者からも聴き取りを行うことが考えられる。
- こうした聴き取りに当たっては、「(2) ④ 関係機関等との連携」に記載のとおり、警察を始めとする関係機関と連携し、代表者聴取（協同面接）により適切な司法手続につなげるなどの対応を図ることが望ましい。
- なお、聴き取りについては、事実確認のほか、児童等の保護・支援のために必要な措置の検討や、再発防止策の検討、処分内容の検討のためにも実施され得る。事実確認以外の目的のために実施される場合も含め、聴き取りに際しての考え方の詳細や、聴き取り対象（誰に聴くか）ごとの実施例や留意点、聴き取り事項等については、横断指針 p. 58～71 参照。

③ 事実の有無の評価

- 「① 情報及び客観証拠の保全」や「② 聴き取り」を通じて、児童対象性暴力等の事実の有無について合理的に判断するために十分な情報が集まった場合や、これ以上の情報収集が困難となった場合には、その時点で把握できている情報を基として、児童対象性暴力等が行われたと合理的に認められるか否かの判断を行うこととなる（詳細は横断指針 p. 72 参照）。
- 「合理的に認められる場合」とは、次のアからエまでに掲げるような、加害の事実があると評価できる場合をいうものと考えられる。
 - ア 加害が疑われる者の供述内容及びその内容と整合的な客観的な証拠や第三者の証言があった場合
 - イ 加害が疑われる者の供述内容と児童等の相談・申告内容が整合的である場合
 - ウ 児童等や保護者の相談・申告内容と整合的な客観的な証拠や第三者の証言があり、児童等や保護者の相談・申告内容の信用性が認められる場合
 - エ 客観的な証拠や信用性が認められる第三者の証言から直接、事実と判断できる場合
- なお、イは児童等からの相談・申告があるのに対し、アについては、例えば、発達段階や特性により、被害が疑われる児童等から明確な被害の申告は得られていないものの、加害が疑われる者本人からの加害事実の自己申告等があることに加え、その信用性を担保できる事実及びその証拠（例：防犯カメラの映像に、対象業務従事者が、業務上の必要なく、死角となる場所に児童等を誘導している様子が映っていたこと）があった場合などが考えられる。
- また、加害が疑われる者本人が児童対象性暴力等に当たる事実を認めている場合であっても、周囲からの圧力等により、実際には当該事実が無いにもかかわらず、逆らえずに認めてしまった可能性はないか、検証できるよう留意する必要がある。

○ 児童等と加害が疑われる者の証言が相反する場合や、当事者から聴き取りができない場合、音声・録画等の客観証拠がない場合等に、事実の有無を評価するには高い専門性が求められる。誤った事実確認及びそれに基づく事実の有無の評価は、児童等、加害が疑われる者の権利を含め、重大な影響を及ぼすことを考慮し、警察、所管行政庁等と連携して対応した事実確認を踏まえて整合的に判断することや、弁護士と連携して行うこと等が望ましい。

○ なお、事実の有無を評価することが困難な場合、行為が行われた事実があると評価することができない以上は、うわさなどによって、特定の対象業務従事者や児童等が不利益を被らないよう、関係者の人権や尊厳、メンタルヘルスに十分配慮した対応を行うことが望ましい。事実と評価されなかった行為等を理由として、懲罰的な対応を行うことはできないことに留意する必要がある。

④ 調査等に当たっての関係法令との関係

○ 児童福祉法等においては、事業者において、児童等に対する性的虐待が生じた際の対応フロー等が規定されており、法に定める児童対象性暴力等が生じた際のフローと整理を行う必要がある。

ア 児童対象性暴力等と性的虐待の整理

○ 次の（ア）から（ウ）までに掲げるとおり、児童福祉法等においては、保育所・児童養護施設等に入所する児童等に対する性的虐待について規定されている。

（ア）被措置児童等虐待

被措置児童等³⁰にわいせつな行為をすること又は被措置児童等をしてわいせつな行為をさせること（児童福祉法第33条の10第1項第2号）

（イ）障害者福祉施設従事者等による障害者虐待

障害者にわいせつな行為をすること又は障害者をしてわいせつな行為をさせること（障害者虐待防止法第2条第7項第2号）

（ウ）入園児虐待

園児にわいせつな行為をすること又は園児をしてわいせつな行為をさせること（認定こども園法第27条の2第1項第2号（学校教育法第28条第2項により準用される場合を含む。））

○ 児童対象性暴力等に該当する行為（Ⅱ．2．（1）参照）については、対象業務従事者から当該対象事業者を利用する児童等に対して行われた場合には、児童福祉法（被措置児童等虐待）等に規定する、当該児童等に「わいせつな行為をすること」又は当該児童等をして「わいせつな行為をさせること」に当たると考えられる。

³⁰ 児童福祉法第33条の10第1項に規定する被措置児童等をいう。

○ このため、児童対象性暴力等と児童福祉法（被措置児童等虐待）等に基づく性的虐待の定義は基本的に同一と捉えるべきであり、対象事業者には、これらの疑いが生じた場合には、法に基づく対応と、児童福祉法等に基づく対応がともに求められることとなる。

○ なお、「不適切な行為」に該当する場合には、児童福祉法（被措置児童等虐待）等に基づく性的虐待に該当しない場合であっても、本ガイドライン等を踏まえて一定の対応が求められることに留意する必要がある。

イ 施設類型ごとに適用される性暴力・性的虐待関係の法令・指針における整理

○ 性的虐待については、施設の類型により児童相談所の関与の有無が異なり、また、幼稚園、幼保連携型認定こども園等においては、性的虐待としての対応に加えて、教員性暴力等防止法に基づく対応も必要となる。これらを踏まえ、施設類型ごとに適用される性暴力・性的虐待関係の法令・指針を整理すると、次の表のとおりとなる。

図表 29 （施設類型ごとに適用される性暴力・性的虐待関係の法令・指針）

	施設類型	こども性暴力防止法における位置づけ		こども性暴力防止法関係以外で適用される法令	
		義務対象	認定対象		
性的虐待 A	被措置児童等虐待（保育所等虐待を除く）の対象施設 ※児童相談所が関与するもの	① 乳児院※、母子生活支援施設※、児童養護施設※、障害児入所施設※、児童心理治療施設※、児童自立支援施設 ② 指定発達支援医療機関 ③ 児童相談所（一時保護施設※を含む。） ④ 登録一時保護委託施設	① 児童自立生活援助事業、小規模住居型児童養育事業、意見表明等支援事業、妊産婦等生活援助事業	・児童福祉法	パターン 1
	障害者福祉施設	① 障害児通所支援事業（児童発達支援※、放課後等デイサービス※、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援）	① 障害福祉サービス事業（居宅介護、同行援護、行動援護、短期入所、重度障害者等包括支援）	・障害者虐待防止法	
性的虐待 B	保育所等	① 保育所※、児童館 ② 保育所型認定こども園※ ③ 地方裁量型認定こども園※ ④ 家庭的保育事業等※、乳児等通園支援事業※ ⑤ 一時預かり事業※、病児保育事業※	① 認可外保育施設※ ② 放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業、児童育成支援拠点事業	・児童福祉法	パターン 2
	幼保連携型認定こども園	① 幼保連携型認定こども園※		・認定こども園法 ・教員性暴力等防止法	
教員性暴力等防止法	幼稚園等	① 幼稚園 ② 幼稚園型認定こども園※ ③ 特別支援学校（幼稚部）		・認定こども園法を準用した学校教育法 ・教員性暴力等防止法	パターン 3
	小学校・中学校・高等学校等	① 小学校 ② 中学校 ③ 義務教育学校 ④ 高等学校 ⑤ 中等教育学校 ⑥ 特別支援学校（幼稚部を除く。）		・教員性暴力等防止法	
	その他のこども性暴力防止法の対象施設	① 専修学校（高等課程） ② 高等専門学校（3年生まで） 等	① 専修学校（一般課程）、各種学校 ② 高等課程類似教育事業 ③ 民間教育事業 等	—	パターン 4

性的虐待 A：性的虐待の対象施設のうち、児童相談所が関与するもの。

性的虐待 B：性的虐待の対象施設（性的虐待 A を除く）

※ …「保育士による児童生徒性暴力等の防止等に関する基本的な指針」の対象。

こども性暴力防止法に基づく一般的なフローを参照して対応。

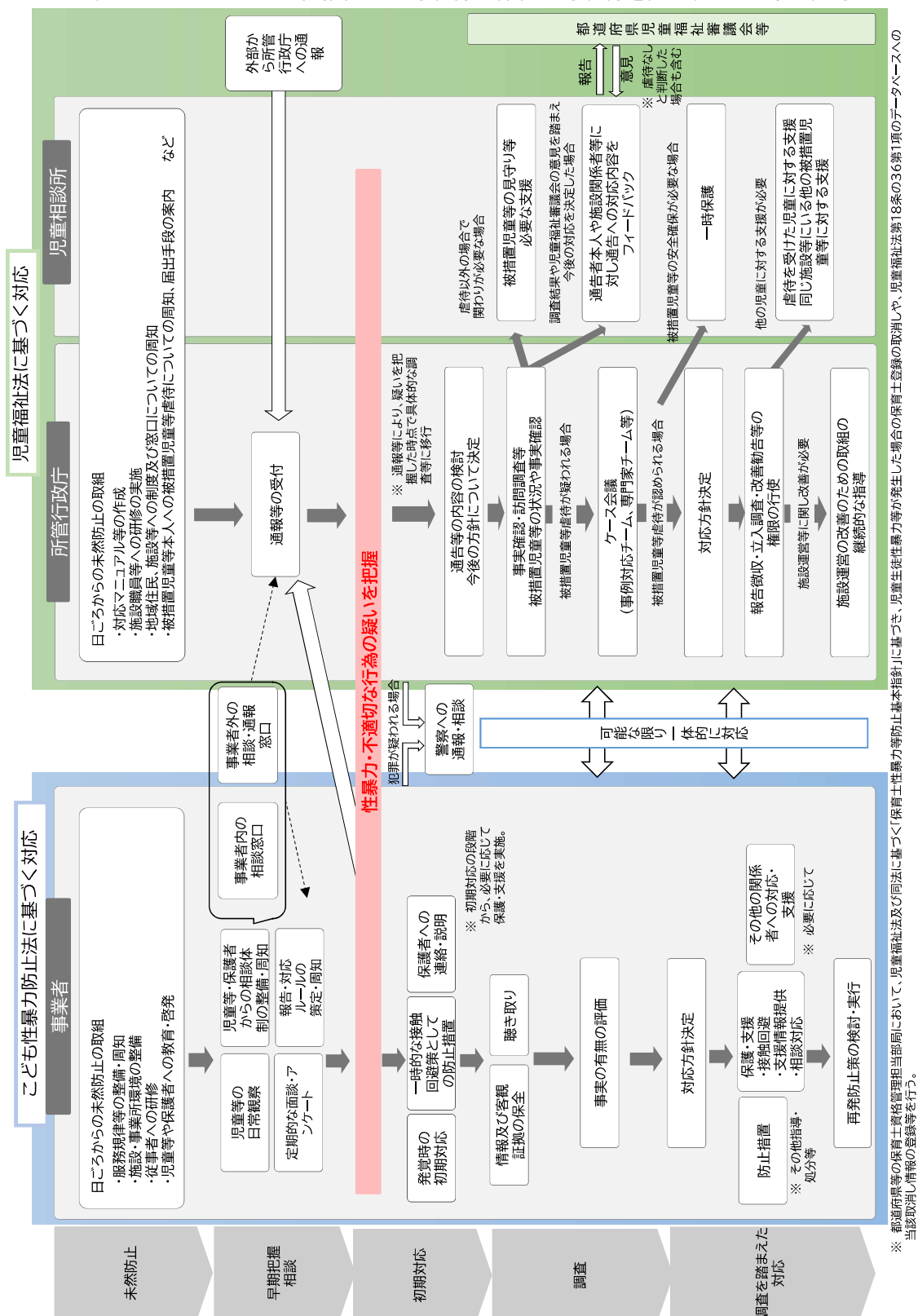
○ 表を踏まえ、法以外の法令により必要となる対応については、次のパターン 1 からパターン 4 までのとおり整理される。

- ・ パターン１： 児童福祉法（被措置児童等虐待）に基づく性的虐待としての対応（児童相談所の対応・連携が必要）
- ・ パターン２： 児童福祉法（被措置児童等虐待）等に基づく性的虐待としての対応
- ・ パターン３： 児童福祉法（被措置児童等虐待）等に基づく性的虐待としての対応及び教員性暴力等防止法に基づく対応
- ・ パターン４： 教員性暴力等防止法に基づく対応

ウ 各法令・指針に基づく対応のフローの整理

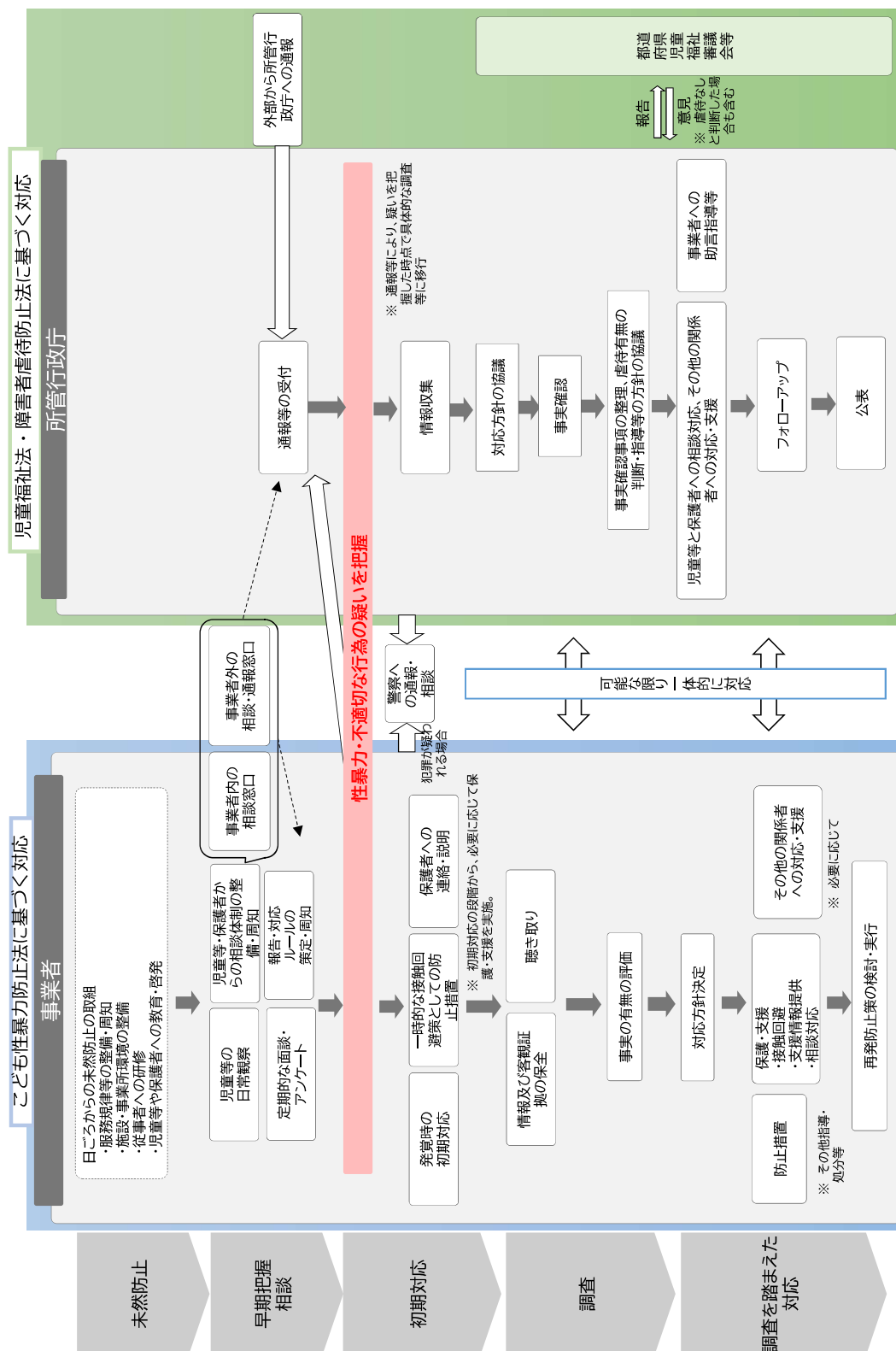
- 児童対象性暴力等の防止等のために事業者が講ずべき措置を定めている法と異なり、児童福祉法等は、所管行政庁等の外部機関の関与により虐待の防止等を図っていることから、性的虐待については、所管行政庁が一定の役割を果たすなど、児童対象性暴力等とは異なる対応が定められている。このため、対象事業者と所管行政庁が密接に連携し、統一的な方針の下、一体的に対応する必要がある。
- 法においては、児童対象性暴力等が行われたと合理的に判断された場合には、対象事業者は、法の対象となる業務に従事させないこと等の防止措置を講じることとしており、具体的には、就業規則に沿った懲戒処分や配置転換を行うこと等が想定される。一方、児童福祉法等においては、性的虐待が行われたと判断された場合には、所管行政庁による報告徴収・立入調査・改善勧告等が行われるとともに、各対象事業者において懲戒処分等を実施することになる。
- これらの対応は、それぞれの法の趣旨に基づいて適切に行われる必要があるが、児童等の安全確保のために必要な対応については、事実の評価の結果が両方出揃うことを待つことなく、速やかに実施する必要がある。その上で、各事案における対応について、一定の整合が図られるよう、処分等については、対応の決定・実施のタイミングを合わせる考えられる。
- イのパターン１からパターン４までについては、適用される法令・指針の別に伴い、児童対象性暴力等が疑われる場合等に連携すべき関係機関等、安全確保措置のフローが異なる。法に基づき対象事業者が講ずべき安全確保措置と、性的虐待に該当する場合に児童福祉法等に基づき所管行政庁等が講ずべき措置のフローを整理すると、具体的には次の図のとおりとなる。

図表 30 パターン1：被措置児童等虐待（保育所等虐待を除く。）の対象施設等



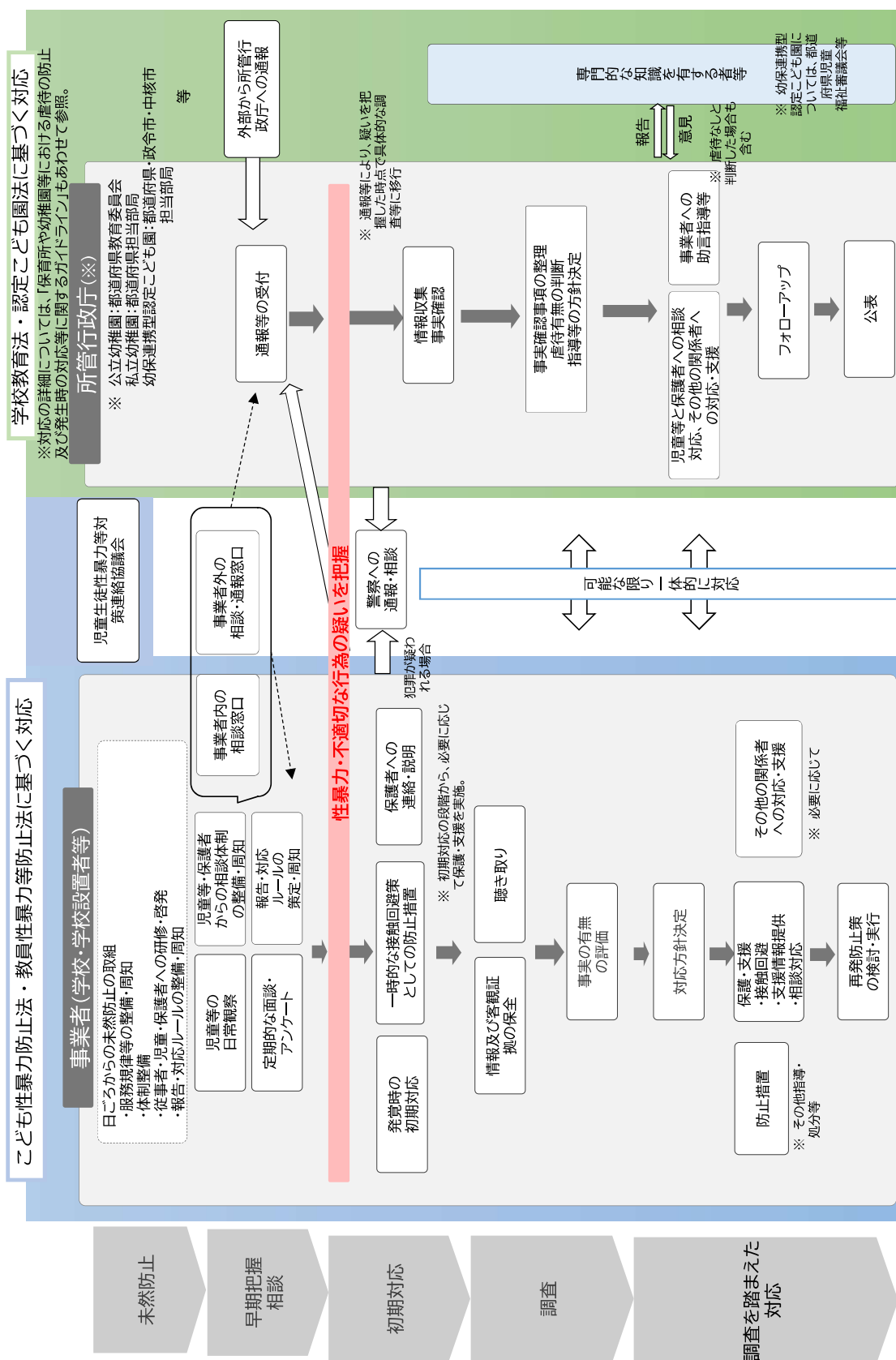
※ 都道府県等の保育士資格管理担当部局において、児童福祉法及び同法に基づく「保育士性暴力等防止基本指針」に基づき、児童生徒性暴力等が発生した場合の保育士登録の取消しや、児童福祉法第18条の36第1項のデータベースへの当該取消し情報の登録等を行う。

図表 31 パターン2：保育所、障害者福祉施設等



※ 都道府県等の保育士資格管理担当部局において、児童福祉法及び同法に基づく「保育士性暴力等防止基本指針」に基づき、児童生徒性暴力等が発生した場合の保育士登録の取消しや、児童福祉法第18条の36第1項のデータベースへの当該取消し情報の登録等を行う。

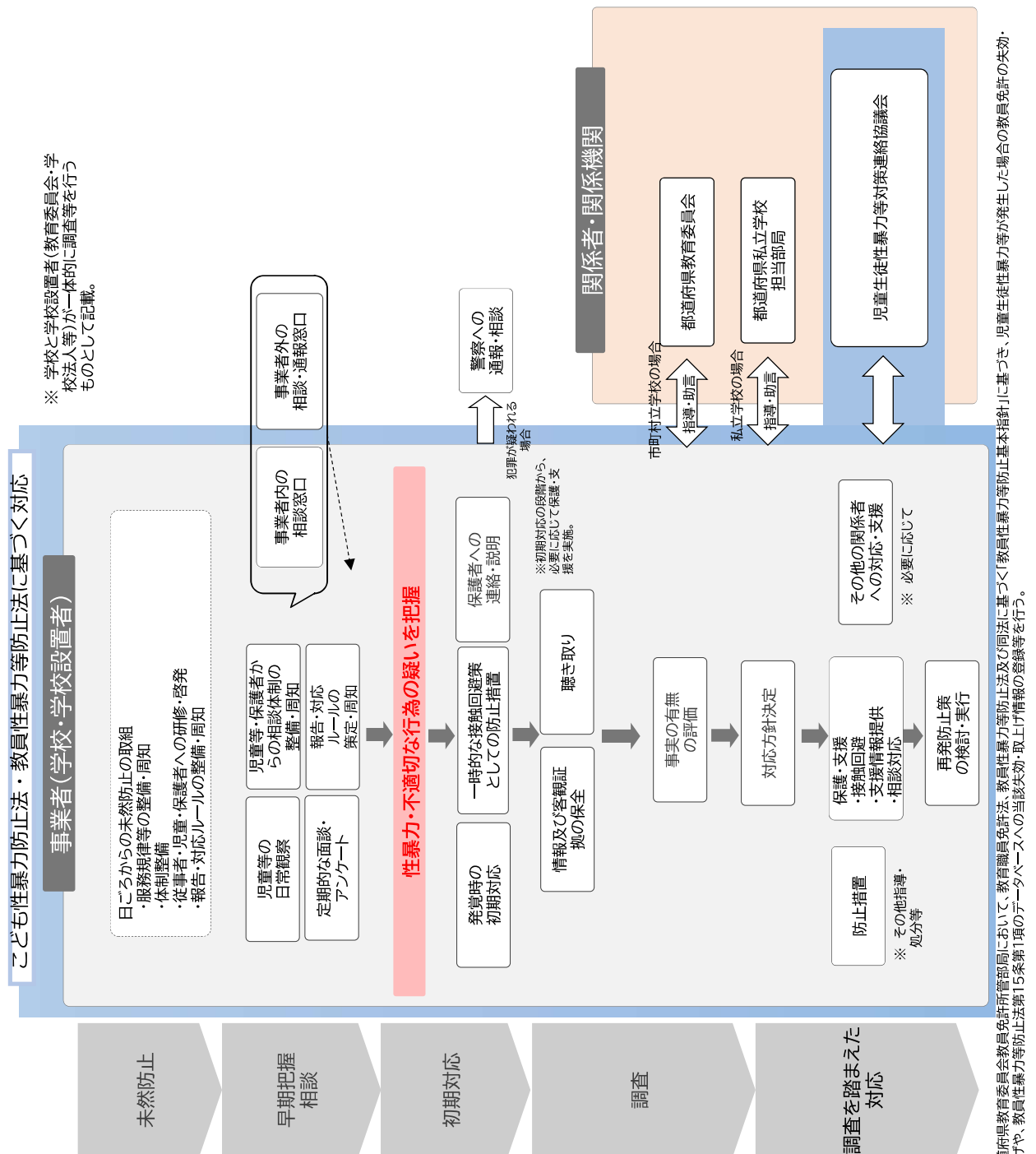
図表 32 パターン3：幼稚園、幼保連携型認定こども園等



都道府県教育委員会教員免許審判部において、教育職員免許法に基づき「教員性暴力等防止基本指針」に基づき、児童生徒性暴力等が発生した場合の教員免許の失効、取上げや、教員性暴力等防止法第15条第1項のデータベースへの当該失効、取上げ情報の登録等を行う。

都道府県等の保育士資格管理当局において、児童福祉法及び同法に基づく「保育士性暴力等防止基本指針」に基づき、児童生徒性暴力等が発生した場合の保育士登録の取消しや、児童福祉法第18条の36第1項のデータベースへの当該取消し情報の登録等を行う。

図表 33 パターン４：小学校、中学校、高等学校等



※ これらのフロー図は事業者と所管行政庁等に求められる対応を整理したもの。児童等や保護者は、性暴力・不適切な行為の疑いがある場合、警察への通報等を行うことができる。

（４）調査を踏まえた対応

① 対応方針の決定

- 対象事業者においては、（３）で述べた調査等の結果により、児童対象性暴力等の事実があったと合理的に判断された場合には、児童対象性暴力等は重大な人権侵害行為であるとの認識の下、加害を行ったと認められる者への指導・処分の内容や被害児童等への支援の具体的目標・対応策など、事案に関する対応及び支援の方針（以下「対応方針」という。）を協議・決定する（詳細は横断指針 p. 73 参照）。
- 対応方針は、被害児童等がそれまでの日常を取り戻すことを目標とし、被害児童等の安全確保と身体的・精神的苦痛へのケアに努めるとともに、二次被害（例：被害児童等が周囲に責められる状況、被害児童等に係るうわさ・誹謗中傷の発生）を防ぐことが重要である。
- また、可能な限り、被害児童等の意思、保護者の意向を確認しながら検討・決定し、被害の状況や決定した対応方針は、被害児童等やその保護者に説明することが必要である。特に、被害児童等に対しては、分かりやすく説明し、安心感を与えることが重要である。

② 防止措置

- 対象事業者においては、（３）で述べた調査等の結果により、対象業務従事者による児童対象性暴力等が行われるおそれがあると認めるときは、次のアからウまでに掲げる考え方にに基づき、法第 6 条等に基づき防止措置を講じなければならない（防止措置に関する留意事項や、「おそれ」の内容に応じた防止措置の全体像については、「Ⅶ. 安全確保措置（防止措置）」参照）。
 - ア 調査等の結果、児童対象性暴力等が現に行われたことが合理的に判断された場合には、被害児童等への更なる加害や、他の児童等への被害拡大につながるおそれがあり、教育、保育等の現場において児童等に接する業務に従事する上での適格性を欠くものであることから、原則、当該対象業務従事者を対象業務に従事させないことが求められる。
 - イ 調査等の結果、児童対象性暴力等には該当しないが、重大な「不適切な行為」が行われたと合理的に判断される場合は、児童対象性暴力等が行われた場合に準じ、原則、当該対象業務従事者を対象業務に従事させないことが求められる。
 - ウ 調査等の結果、児童対象性暴力等にも重大な不適切な行為にも該当しないが、「不適切な行為」が行われたと合理的に判断される場合には、当該行為が初回かつ比較的軽微なものであるような場合は、まずは繰り返さないように指導を行い、注意深くその後の経過観察を行うなど、段階的な対応を行うことも考えられる。一方、指導したにも関わらず、同様の行為を繰り返した場合には、児童対象性暴力等が行われた場合に準じ、より厳格な対応を行うことが考えられる。

③ 保護・支援

- 対象事業者においては、(3)で述べた調査等の結果により、児童等が対象業務従事者による児童対象性暴力等を受けたと認めるときは、法第7条第2項等に基づき、当該児童等の保護及び支援のため、被害児童等が日常を取り戻し、落ち着いて教育、保育等を受けることができるようにすることを目的として、次のアからウまでに掲げる措置を講じなければならない（規則第11条）。
 - ア 被害児童等と児童対象性暴力等を行ったと認められる対象業務従事者との接触の回避
 - イ 事案の内容その他の事情に応じた支援機関等の一覧及び支援内容の被害児童等への情報提供
 - ウ 被害児童等及びその保護者からの相談への真摯な対応

ア 被害児童等と児童対象性暴力等を行ったと認められる対象業務従事者との接触の回避

- 対象業務従事者が児童対象性暴力等を行ったと合理的に認められる場合には、被害児童等への更なる加害の防止のため、当該児童等との接触を回避するための方策をとることが必要である。法第6条等に基づき防止措置を行うこととなるが、労働法制等を踏まえて適切に対応する必要がある、本ガイドラインにおいて、防止措置に関して示す「Ⅶ. 2. (4) 労働法制等を踏まえた留意点」（特に、「③ 調査等の結果、児童対象性暴力等が行われたと合理的に判断される場合」）を参照して対応することが重要である。

イ 事案の内容その他の事情に応じた支援機関等の一覧及び支援内容の被害児童等への情報提供

- 対象事業者においては、事案発生時に備えて、心身のケアや法的対応に関する支援機関等の一覧を準備しておくことが必要である。児童等が児童対象性暴力等を受けたと認められる場合には、被害児童等やその保護者に対して当該一覧を提供したり、相談・支援にワンストップで対応してくれる、地域の性暴力被害者支援機関等の連絡先を伝えたりするなど、適切に情報提供を行うことが重要である。
- 支援機関等の一覧は、地域の実情に応じて、各対象事業者において作成するべきものであるが、考えられる支援機関等の例及び各機関等の支援内容は次に掲げる表のとおり。

図表 34 一覧に含めることが考えられる支援機関等の例及び各機関等の支援内容

支援機関等の例	支援内容
地域の性暴力被害者支援機関 (ワンストップ支援センター、 犯罪被害者等早期援助団体等)	被害者の心身の負担を軽減し、その回復を図るため、被害直後からの必要な支援を提供する（例：医療機関への同行支援・紹介や警察への同行支援等）。 ※ ワンストップ支援センターの支援内容の詳細については、各都道府県に設置されている各センターのホームページを参照

支援機関等の例	支援内容
医療機関	治療が必要な外傷がある場合、妊娠又は性感染症の可能性がある場合や薬物を使用されたおそれがある場合等には、医療機関受診が必要。
警察	被害届を出すか決まっていなくても、警察への相談は可能。警察では被害児童の心情に十分配慮して対応。
弁護士	被害児童等の権利を守るため、早期に弁護士のサポートを求めることも有効。
地方公共団体	犯罪被害者等（性暴力を含む）に係る「総合的対応窓口」において、相談・問い合わせを受け付け、必要に応じ、地方公共団体内の関係部局や関係機関・団体に情報提供・橋渡しなどを行っている。

ウ 被害児童等及びその保護者からの相談への真摯な対応

- 性暴力被害にあった児童等には落ち度も責任もなく、その日常生活は守られるべきものである。対象事業者においては、児童対象性暴力等を受けて傷ついた児童等の気持ちに寄り添い、心と身体のカケアをする必要がある。
- また、児童等が被害に遭うと、その保護者も傷つくことになる一方で、児童等の回復に向けては、保護者の児童等への関わりが大きく影響する。対象事業者は、保護者の怒りや不安を受け止め、気持ちに寄り添い、信頼関係を築きながら、保護者が児童等の気持ちや状況を理解していくことを支援することが必要である。
- このため、対象事業者においては、被害児童等及びその保護者からの相談に真摯に対応するため、次に掲げるような措置を講じる必要がある。
 - ・ 被害児童等の担当者を定め、当該担当者が被害児童等と定期的に話し、（保護者担当がいる場合はその担当を通じて）保護者等に連絡して家庭等での様子を聴くこと等により、被害児童等の状況を把握すること
 - ・ 性暴力被害が児童にもたらす影響（心身への影響、トラウマ症状等）について理解した上で、被害児童等に変化がないかどうか、様子を見守ること
 - ・ 気になる点や状況の悪化が懸念される点がみられた場合、速やかに組織的に共有し、迅速な対応につなげること
 - ・ 支援のニーズはないか等を定期的に確認しつつ寄り添い、被害児童等が話したいことがあれば、真摯に耳を傾けること。その中で支援のニーズが確認できれば、具体的な支援につなげること
- なお、学校や保育施設等、児童等と持続的に関わることが想定される事業であって、支援が中長期に及ぶ場合、被害児童等の教育、保育環境が変化する状況（例：進級・進学、卒業・卒園、転校・転園など）も予想される。

- 児童対象性暴力等を受けた児童等については、長期にわたって心的外傷やその他の心身に対する悪影響が継続する場合や、成長してから被害にあったことを認識し、心身に対する悪影響が発生・継続する場合があります、中長期的に支援していくことが必要である。
- このため、学校、保育施設等においては、被害児童等の同意を得た上で、支援の継続に向けて対応を引き継ぐ（例：転校、卒業等の後にも、児童等の同意を得て次の所属先に支援内容・必要性等の情報を引き継ぐ）ことが重要である。

④ その他の関係者への対応・支援

- 被害児童等以外の児童等及びその保護者への対応においては、被害児童等のプライバシーを保護するために、うわさを発生させないことや、うわさが拡がらないようにして、二次被害の防止に向けた情報管理を行うことが重要である。
- 同時に、最初に被害が発覚した児童等以外にも、被害を受けた児童等がいるかもしれないことを念頭に置きながら、深刻なストレスを抱えている児童等に対する心理的ケアを行うことが重要である。
- あわせて、事案対応を行う職員が、強いストレスやプレッシャーを感じながら過ごすことがあることや、直接的な事案対応を行う者でなくとも、現場にいる職員が、保護者等からの批判や第三者からの心ない言葉により精神的苦痛を受けたりすることがあることを踏まえ、対象事業者においては、職員の心身に問題が生じていないかを頻繁に確認し、セルフケアの重要性を伝えることや、心のケアを行う専門職等の心理ケアを受けさせることなどにより、事案対応の持続可能性を高めていくことが有効である。
- このため、対象事業者においては、被害児童等以外の児童等及びその保護者や、対象事業者の職員といったその他の関係者に対しても、必要に応じて対応・支援を行っていくことが重要である（詳細は横断指針 p. 75～78 参照）。

⑤ 再発防止策の検討・実行

- 児童対象性暴力等の疑いが生じた場合（事実の有無が評価できない場合を含む。）、その要因を分析して、適切な再発防止策を検討し、実行していくことは、対象事業者が引き続き教育、保育を適切に提供していく上で重要である。
- このため、対象事業者は、次に掲げる点に留意した上で、児童対象性暴力等の防止や早期発見に向けて、再発防止策を検討することで、組織全体としての改善を図り、真に性暴力が生じにくい、かつ生じたとしても早期に発見し、適切に対応できる組織づくり、専門家との連携体制の構築につなげていくことができると考えられる（詳細は横断指針 p. 85、86 参照）。

- ・ 個別事案の原因を踏まえて再発防止策を検討するだけでなく、その背景にある要因や、組織・運営等における根本的な課題等を踏まえること
- ・ 個人の責任追及ではなく、客観的にどのようにすれば再発防止できるかを議論すること
- ・ どのように組織文化や体制を改善していくことができるかという観点で再発防止策を検討すること

○ 児童対象性暴力等があったという事実が評価できない場合においても、事業者として、疑いが生じたことは重く受け止め、対象業務従事者の人権への配慮の必要性を考慮しつつも、両者の接触を極力避けるなど被害を申告した児童等の心身の安全・安心に十分配慮し、教育、保育等の場がその児童等にとって安全・安心な居場所となるよう事業運営を行うとともに、そのような疑いが再度生じないよう、死角をなくすことや、研修等を通して服務規律等を再度周知するなどの適切な対応を検討及び実施することが重要である。